

令和5年度予算に係る地域公共交通確保維持改善事業費補助金（先進車両導入支援事業）
交付要綱の制定について

令和5年12月
地域交通課

1. 概要

令和5年度当初予算において創設した「先進車両導入支援事業」に関する規定を新たに制定するもの

2. 構成・策定内容

(1) 目的

地域公共交通ネットワークの形成に必要な先進車両の導入を支援することにより、利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現することを目的とする

(2) 定義

- 一 先進車両の定義を「利便性、持続可能性及び生産性の高い地域公共交通ネットワークの再構築を実現するため、鉄軌道・バスに係るEV車両・GX/DX車両・自動運転車両等の運行効率化・経営効率化・環境負荷の低減等に資する先進的な車両」と規定
- 二 先進車両導入支援事業の定義を「地域におけるまちづくり及び観光の振興に関する施策と連携して取り組む地域公共交通ネットワークの形成に必要な先進車両の導入（新設だけではなく、既存車両の先進車両への改良（同時に実施する安全性の向上に資する車両設備の整備を含む）を含む。）の支援に関する事業」と規定

(3) 補助対象事業者

補助対象事業者を地方公共団体等と規定

(4) 補助対象事業の要件

- 一 地域公共交通計画又は再構築方針を作成していること
- 二 軌道運送高度化実施計画、道路運送高度化実施計画、鉄道事業再構築実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、地域公共交通利便増進実施計画のいずれかの実施計画の認定を受けていること
- 三 立地適正化計画その他のまちづくり又は観光の振興に関する計画を作成し、当該地域公共交通ネットワークの活用の取組が具体的に記載されていること
- 四 地域公共交通特定事業の実施計画に「当該地域公共交通の利用者数」「当該地域公共交通の事業収支」「当該地域公共交通に対する国又は地方公共団体の支出額」が記載されていること
- 五 地域公共交通特定事業の実施計画に、利用促進施策に関する事項が具体的に記載されていること
- 六 補助対象事業がバスに係る先進車両の導入に関する事業である場合は、サバイバル予算の補助金交付を受けている運行系統に係る補助対象事業者に関する先進車両の導入に限ること

(5) 交付の対象

- 1 補助対象経費の範囲は補助対象事業者が補助対象事業に要した本工事費（資産の購入を含む。）
- 2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない
- 3 補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除が出来ない場合は、消費税相当額を補助対象とする
- 4 本補助金の交付と対象経費を重複して、社会資本整備総合交付金等の国の補助金等の交付を受けてはならない

(6) 補助金の額

補助対象経費に補助率 $1/2$ を乗じて得た額以内。ただし、J R 東日本、J R 東海、J R 西日本及び大手民鉄が実施する場合は、当該事業に要する経費に $2/3$ を乗じた額を補助対象経費とし、これに補助率 $1/2$ を乗じて得た額以内の額とする

(7) 交付申請等

サバイバル補助を用例とし規定

- ・ 交付申請
- ・ 交付決定及び通知
- ・ 交付決定の変更の申請
- ・ 交付決定の変更及び通知
- ・ 申請の取り下げ
- ・ 状況報告
- ・ 実績報告
- ・ 補助金の額の確定通知
- ・ 補助金の請求
- ・ 事業の中止等
- ・ 補助金の整理
- ・ 取得財産等の整理
- ・ 帳簿等の保存
- ・ 取得財産等の管理等
- ・ 取得財産等の処分の制限